

福井地方最低賃金審議会 第1回福井県最低賃金専門部会

日時：令和4年7月25日（月）

午前10時00分～

場所：福井春山合同庁舎（14階）

労働局会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 労働基準部長挨拶

3 部会長及び部会長代理の選出

4 議 題

(1) 福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程

(案)について

(2) 福井県最低賃金に係る審議事項について

(3) 今後の審議予定について

(4) その他

5 閉 会

資料目次

第1回 福井県最低賃金専門部会 (R4. 7. 25)

| 番号 | 資料名 | 頁 |
|----|-----------------------------------|---|
| 1 | 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿 | 1 |
| 2 | 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会運営規程(案) | 3 |
| 3 | 福井県最低賃金に係る審議事項 | 5 |
| 4 | 福市地方最低賃金審議会(専門部会)日程表 | 7 |

福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿

(令和4年7月20日現在)

| | 氏 名 | 現 職 |
|---------------|---------|--|
| 公益 代表 | 井 花 正 伸 | 弁護士 |
| | 上 野 祐 夫 | 株式会社福井新聞社 特別論説委員 |
| | 岡 崎 英 一 | 福井大学学術研究院教育・人文 社会系部門 教授 |
| 労働 者代 表 | 小 林 一 | 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 連合会福井地方協議会 事務局長 |
| | 玉 川 忠 春 | 日本労働組合総連合会福井県連合会 副事務局長 連合福井丹南地域協議会 事務局長 |
| | 山 本 政 夫 | UAゼンセン福井県支部 常任 |
| 使用 者代 表 | 江 端 誠一郎 | 福井県中小企業団体中央会 専務理事 |
| | 坂 川 嘉 治 | フクイボウ株式会社 取締役 |
| | 山 埜 浩 嗣 | 福井県経営者協会 専務理事 |

(五十音順)

福井地方最低賃金審議会
福井県最低賃金専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 この規程は、福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福井労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を開催しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 委員は、病気その他の理由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の理由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知するものとする。

（会議における発言）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を福井地方最低賃金審議会会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は令和3年7月28日から施行する。

福井県最低賃金に係る審議事項（下線部）

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 最低賃金額
1時間 円
- 5 この最低賃金において算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年 月 日

福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表

| 令和4年 月日(曜) | | 専門部会 | 審議会 |
|---------------|---|--|--|
| 7月 25日 | 月 | 第1回 10:00～ 【於:14階 福井労働局会議室】 ・ 部会長、同代理の選出 ・ 専門部会運営規程（案） ・ 福井県最低賃金に係る審議事項 ・ 今後の審議予定 | |
| 7月 29日 | 金 | | 第494回 15:00～ 【於:福井商工会議所国際ホール】 ・ 目安報告 |
| 7月 30日 | 土 | | |
| 7月 31日 | 日 | | |
| 8月 1日 | 月 | 第2回 13:30～ 【於:14階 労働局会議室】 ・ 金額審議 | |
| 8月 2日 | 火 | | |
| 8月 3日 | 水 | 第2回 10:00～ 【於:14階 労働局会議室】 ・ 金額審議 | |
| 8月 4日 | 木 | 第4回 10:00～ 【於:14階 労働局会議室】 ・ 金額審議 ・ 結審 ・ 専門部会報告書（案）について | |
| 8月 5日 | 金 | 第5回 ～ （予備日） | 第495回 10:00～ 【於:8階 第一共用会議室】 ・ 県最賃の改正決定答申 |
| 8月 8日 | 月 | | 第495回 10:00～（予備日） |
| 8月 23日 | 月 | | 第496回 10:00～ 【於:8階 第一共用会議室】 ・ 異議審 |
| 8月 24日 | 火 | | 第496回（予備日） |